

平針住宅取壊し工事（第10工区）

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
00	表紙、図面目録		13	取壊し建物図〔9-3棟〕平面図（2～4階）、平面図（屋上）、建具表	A1:1/100 A3:1/200
01	取壊し工事特記仕様書1		14	取壊し建物図〔9-3棟〕立面図、断面図	A1:1/100 A3:1/200
02	取壊し工事特記仕様書2		15	取壊し建物図〔自転車置場、倉庫〕	A1:1/50 A3:1/100
03	全体配置図、附近見取図	A1:1/500 A3:1/1,000	16	取壊し構造物平面図〔舗装、縁石、雨水排水〕	A1:1/200 A3:1/400
04	現況配置図	A1:1/200 A3:1/400	17	取壊し構造物各部詳細図1	A1:1/50 A3:1/100
05	取壊し後整地図	A1:1/200 A3:1/400	18	取壊し構造物各部詳細図2	A1:1/50 A3:1/100
06	取壊し建物図〔9-1棟〕基礎伏図、平面図（1階）	A1:1/100 A3:1/200	19	取壊し構造物各部詳細図3	A1:1/50 A3:1/100
07	取壊し建物図〔9-1棟〕平面図（2～4階）、平面図（屋上）、建具表	A1:1/100 A3:1/200	20	植栽撤去図	A1:1/200 A3:1/400
08	取壊し建物図〔9-1棟〕立面図、断面図	A1:1/100 A3:1/200	21	設備撤去図〔下水〕	A1:1/200 A3:1/400
09	取壊し建物図〔9-2棟〕基礎伏図、平面図（1階）	A1:1/100 A3:1/200	22	設備撤去図〔給水〕	A1:1/200 A3:1/400
10	取壊し建物図〔9-2棟〕平面図（2～4階）、平面図（屋上）、建具表	A1:1/100 A3:1/200	23	設備撤去図〔ガス〕	A1:1/200 A3:1/400
11	取壊し建物図〔9-2棟〕立面図、断面図	A1:1/100 A3:1/200	24	設備撤去図〔電気〕	A1:1/200 A3:1/400
12	取壊し建物図〔9-3棟〕基礎伏図、平面図（1階）	A1:1/100 A3:1/200			

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J00260

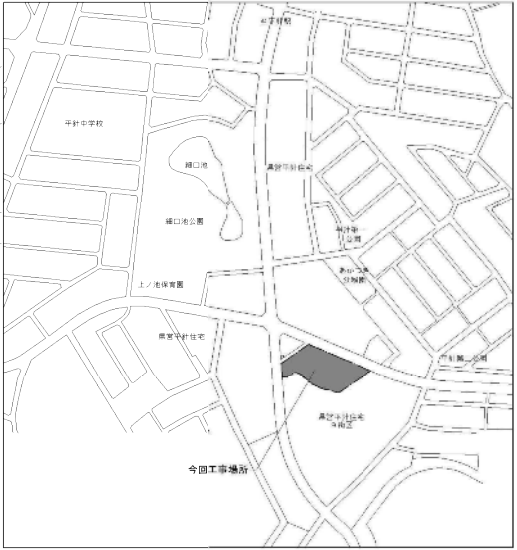
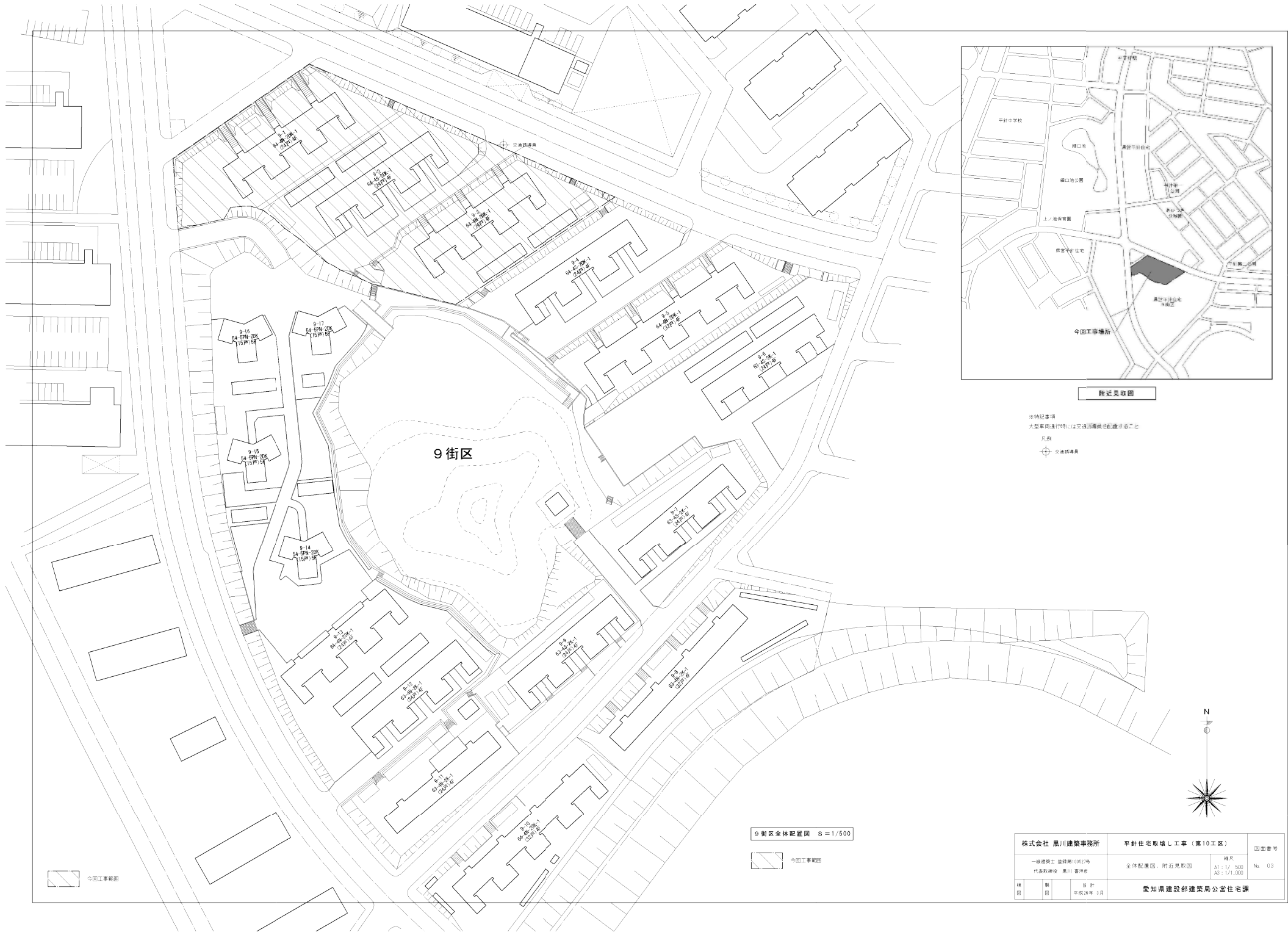
課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項
【取壊し工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成24年度版） なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあつては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の利用	* 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2) から5) に対するもの） 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確める。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日適用）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/H28sekeihenkyouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時) また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付国土建第352号国土交通省土地・建設作業局建設業課長通知）によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記による分別指定(図示)する。 1) 測定方法は、「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員との承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を図るもの： A. 引渡しを要するものは、監督職員が指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDas打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDas打ち出し様式2)
引渡し等	
建設副産物	
再資源化	* マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ○コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他【 】 * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDas打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
分別収集	
再生資源の利用	D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sossenriyuu.pdf を参照。）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員との承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は資料は次のHPから入手

項目	特記事項														
1.3.1 足場、その他	することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html 2. 設置する足場、桧橋、リフト等の設置：・建築工事 ※ 本工事 ・別契約工事 足場：(幅：○0.6 ・0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他のの規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さし及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い：※設置する ・設置しない 仮囲いの構造：・成型鋼板(高さ：3.0m) ※解体養生シート(高さ：※3.6 ・5.4 m) 仮囲いの位置：図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：														
1.3.4 監督職員事務所	・設ける ※設けない A. 規模：・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 B. 標準仕上げ C. 設備、備品等 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。														
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場合は、仮設建築物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図面に記入の上、事前に監督職員との承諾を受ける。 3. 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の標示：※実施する ・実施しない * 厚生労働省愛知労働局ホームページ(http://www2.aichi-rodou.go.jp/jyoho/docs/eiseika/asbestos/asbestos05.html)等にて確認の上で実施する。														
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県環境物品調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/000009402.htmlを参照。)別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。														
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。														
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/を参照。)に基づく。 ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行う。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。														
1.8.4 完成図その他	* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 * 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない 常備図書 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書[平成25年度版] (「機材の品質・性能基準」を含む。) 建築物解体工事共通仕様書[平成24年度版] * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。 施工体系図の揭示 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に提示する。 各種調査への協力 * 本工事が、公共事業労働調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をする。こと。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 工事中の建築物その他工物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。 工事コスト調査の協力 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、														
	<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>名</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>件</td> <td>称</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>置</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>程</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>考</td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">450程度</td> </tr> </table>	名	名	件	称	位	置	工	程	備	考	撮影年月日		450程度	
名	名														
件	称														
位	置														
工	程														
備	考														
撮影年月日															
450程度															
	<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>600程度</td> </tr> </table>	600程度													
600程度															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">株式会社 黒川建築事務所</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">平針住宅取壊し工事(第10工区)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">図番番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦</td> <td style="text-align: center;">取壊し工事特記仕様書1</td> <td style="text-align: center;">縮尺 No.01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H29年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅取壊し工事(第10工区)	図番番号	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	取壊し工事特記仕様書1	縮尺 No.01	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課				
株式会社 黒川建築事務所	平針住宅取壊し工事(第10工区)	図番番号													
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	取壊し工事特記仕様書1	縮尺 No.01													
検 図	製 図	設 計 H29年3月													
愛知県建設部建築局公営住宅課															

項 目	特 記 事 項
特定住宅瑕疵担保責任 工程表・工事費内訳明細書 騒音・振動対策 排出ガス対策型建設機械 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料 工事の下請負 施工体制 現場代理人	<p>本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託：要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要綱（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>貨物自動車等の車種規制 * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱（http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/）</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。</p>
■建築編 25章 除 却 工 事■	
25.1.2 除却工事の範囲	除却工事の範囲：図面による
25.3.2 騒音・粉じん等の対策	1. 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 2. 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による
25.4.3 事前措置	槽内の汚水、汚物の事前措置： ※25.4.3 (8) による ・ () ・ 図面による
25.4.14 杭	・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 ・ 破砕する） ※残置する（位置は図示による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・ ()
25.4.15 構内舗装等	既存樹木 ※伐採、抜根 ・ 移植（移植するもの、移植先： ） ・ 図示による
25.4.16 地下埋設物及び埋設配管	※図示のものを撤去する ・ 残置する（位置、種別等は図示による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。
25.5.3 建設廃棄物の処理計画	分別収集 ・ しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による
25.5.7 再資源化等	3. (1) 蛍光灯及びHIDランプ ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (2) 高湿ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (3) ガラス ・ 再資源化する ※ 再資源化しない 4. 木材を指定建設資材廃棄物として削減 ※しない（再資源化施設へ搬出） ・ する 6. 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用 ・ する () ○ しない
25.5.8 産業廃棄物広域認定制度	産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理 ・ する ※しない
25.5.9 再資源化完了報告書等	建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。
25.5.11 注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※図示による ・ () ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場て埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせっこうボードの処理 ※25.5.11 3(3)(イ)による ・ 25.5.11 3(3)(ロ)による
25.6.1 施工調査	特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ する ・ しない
25.6.5 特別管理廃棄物の処分	種類 () 処分 ()
25.6.7 PCBを含む機器類	撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査 ・ 行う ※行わない
25.6.8 PCB含有シーリング材	次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
25.6.9 廃油	廃油の処分 ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()
25.6.10 廃酸・廃アルカリ	廃酸・廃アルカリの処分 ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()

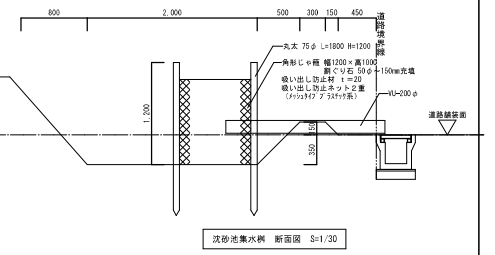
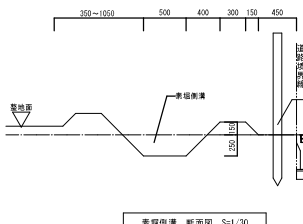
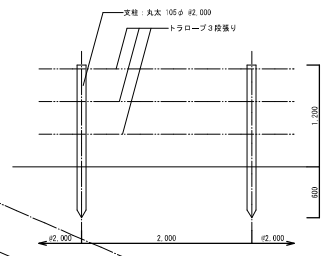
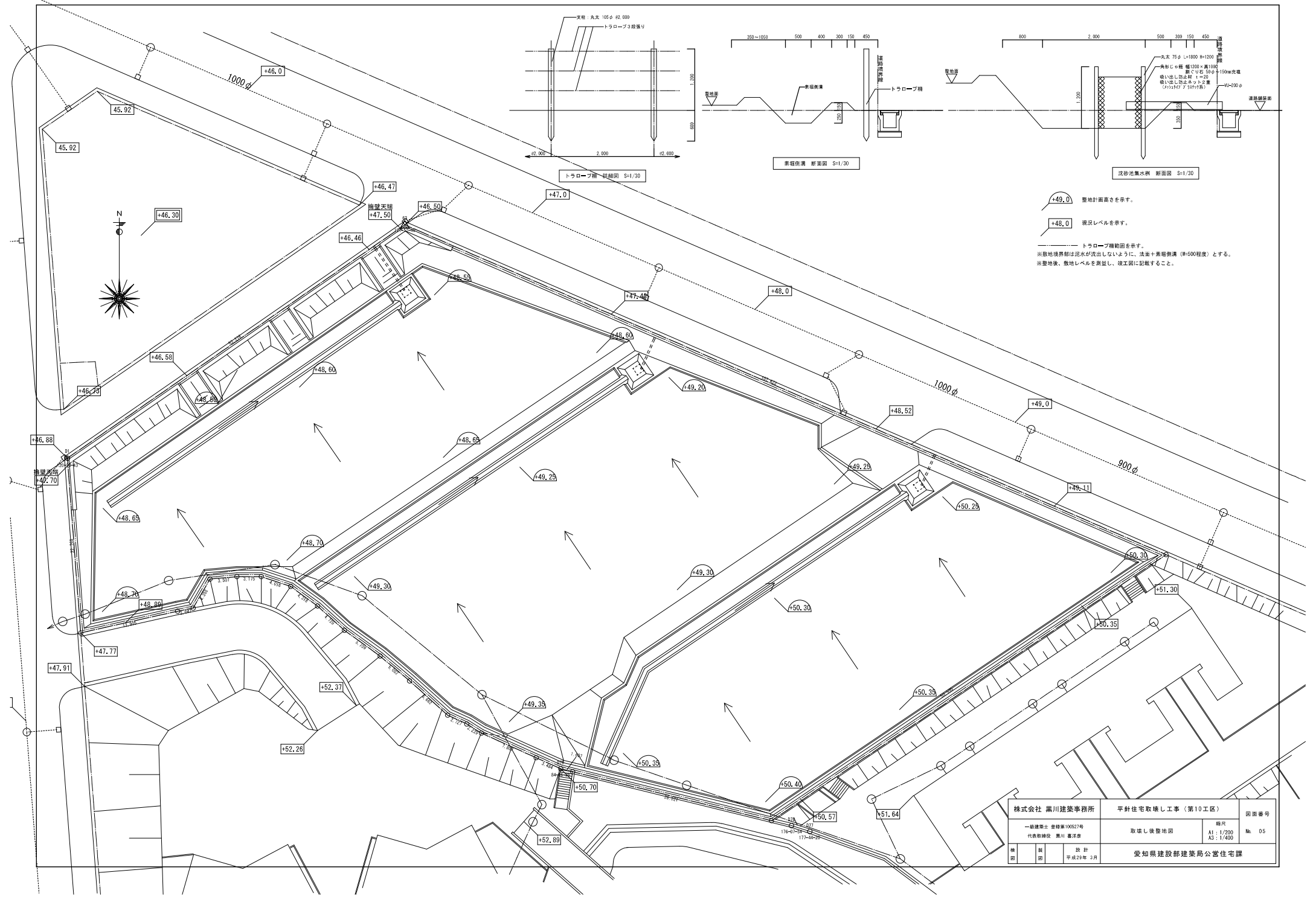
項 目	特 記 事 項
25.6.11 ダイオキシシン類 ＜アスベスト建材の除去等＞ 25.7.1 適用範囲 25.7.2 施工調査 25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定 25.7.5 石綿作業主任者 25.7.7 保護衣、作業衣 25.7.11 アスベスト吹付材除去 25.7.12 アスベスト保温材除去 25.7.13 アスベスト成形板除去 ＜特殊な副産物の処理＞ 25.8.3 施工調査 25.8.6 特殊な副産物の回収等 25.8.7 特定物質 ＜その他＞	<p>サンプリング調査 ・ 行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法 ※図示による ・ () 処分方法 ※図示による ・ ()</p> <p>大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理 ()</p> <p>アスベスト含有分析調査 ・ 行わない ○ 行う (定性分析調査 (JIS A 1481-1、JIS A 1481-2))</p> <p>1. アスベスト粉じん濃度測定 ※行う (図面による) ・ 行わない</p> <p>石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。</p> <p>監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。</p> <p>2. 工 法 (1) 除去工法 ※25.7.11 2(イ)～(ニ)による ・ () (2) 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固定化 (3) 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有吹付け材の処分 ・ 25.7.11 3(4)(イ)による ・ 25.7.11 3(4)(ロ)による</p> <p>25.7.11 「アスベスト含有吹付材の除去」の2. 3による</p> <p>3. 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 (4) 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分： ・ 25.7.13 3(4)(ロ) (i)による ・ 25.7.13 3(4)(ロ) (ii)による</p> <p>分析調査 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>種類、回収及び処分 ()</p> <p>撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。</p> <p>1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督職員の指示による） ・ 適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。</p>
株式会社 黒川建築事務所	
平針住宅取壊し工事（第10工区）	
図面番号	
縮尺	
No. 02	
検 図	製 図
設 計	H29年 3月
愛知県建設部建築局公営住宅課	



附近見取図

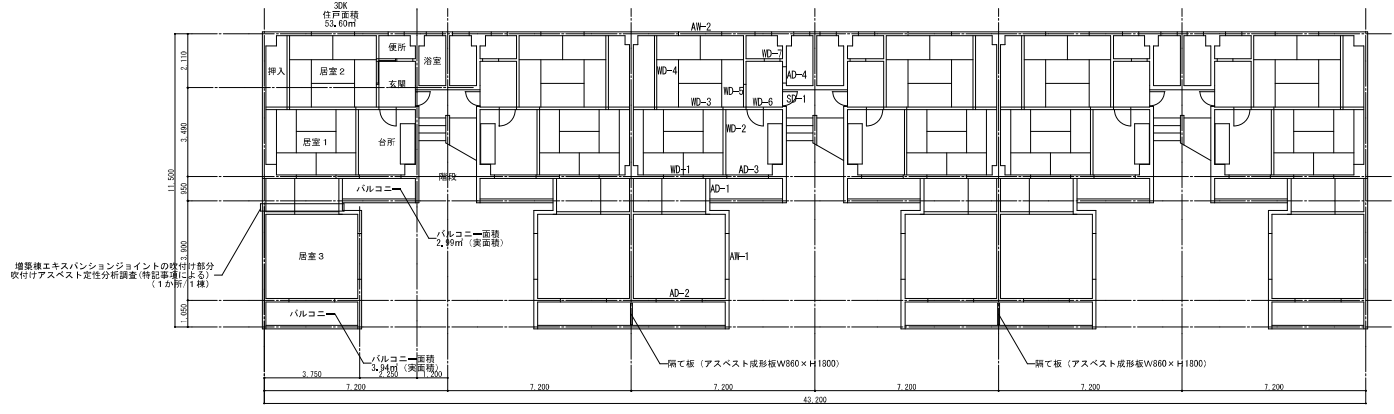
※特記事項
 大型車両通行時には交通誘導員を配置する事
 凡例
 交通誘導員

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一級建築士 登録第10052号	代表取締役 黒川 富彦彦	全体取壊し、附近見取図	縮尺 A1: 1/500 A2: 1/1,000	№. 03
種別	設計	年月 平成28年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



○+49.0 整地計画高さを示す。
 □+48.0 現況レベルを示す。
 --- トラロープ欄干を示す。
 ※敷地境界線は泥水が流出しないように、法面+系留側溝 (H=500程度) とする。
 ※整地後、敷地レベルを測定し、竣工図に記載すること。

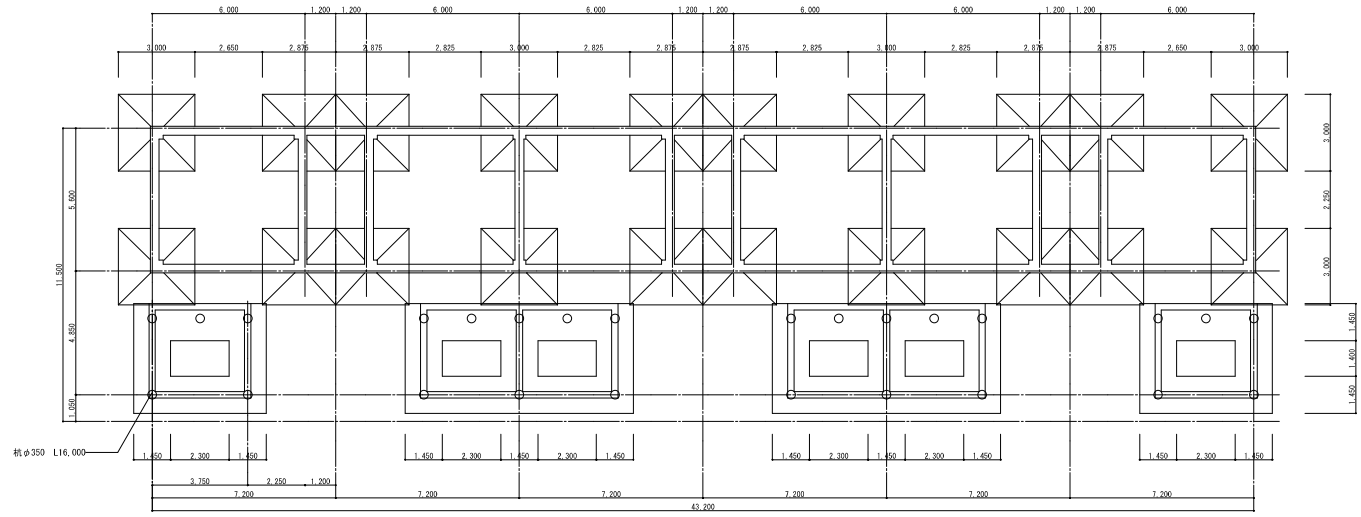
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第10052号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	設計	平成29年 3月	№. 05
取壊し後整地図			縮尺 A1 : 1/200 A3 : 1/400	
愛知県建設部建築局公営住宅課				



内装仕上表

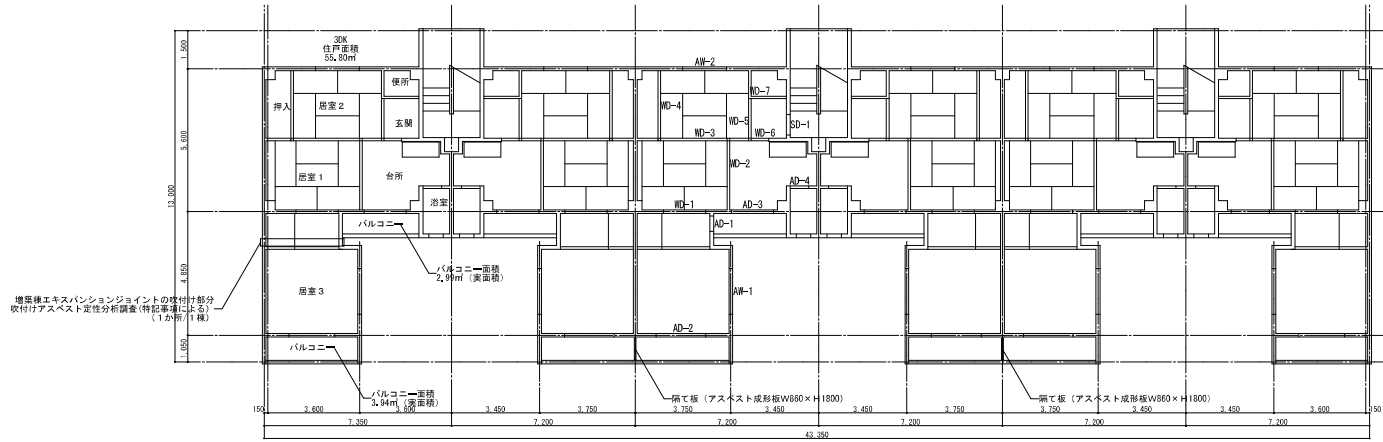
箇所	床	フロアリング
台所	壁	石膏ボード下地塗装
	天井	RCの上石状吹付け
	床	畳敷き
居室1~2	壁	石膏ボード下地クロス張り
	天井	RCの上クロス張り
	床	フローリング
居室3	壁	石膏ボード下地クロス張り
	天井	RCの上クロス張り
	床	畳 (内装パネル)
出入	壁	合板
	天井	RC
	床	防水モルタル塗
便所	壁	石膏ボード下地塗装
	天井	RCの上石状吹付け
	床	防水モルタル塗
浴室	壁	RCの上塗装
	天井	RCの上塗装

注記
 ※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。
 ※ 建具表は次図による。



注記
 ※ 既存杭 (コンクリート杭、φ350 L16,000) は残置とする。
 ※ 重機の移動、コンクリートガラの積込み・搬出時には、震動等が発生させない様、十分注意すること。

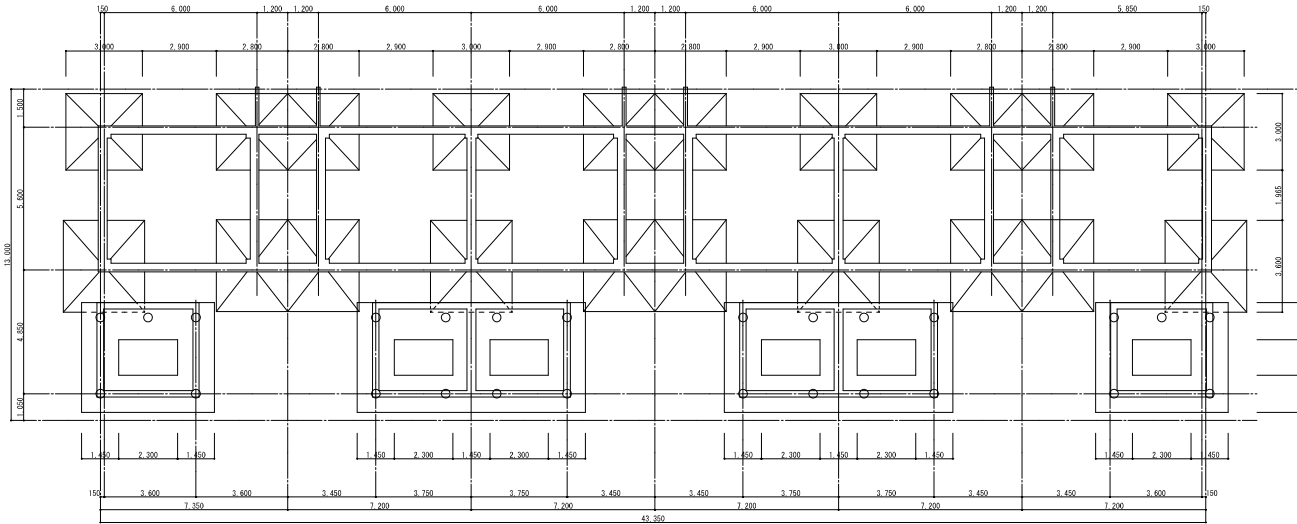
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し建物図 [0-2棟]	基礎図、平面図 (1階)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 09	設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		



注記
 ※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。
 ※ 建具表は次図による。

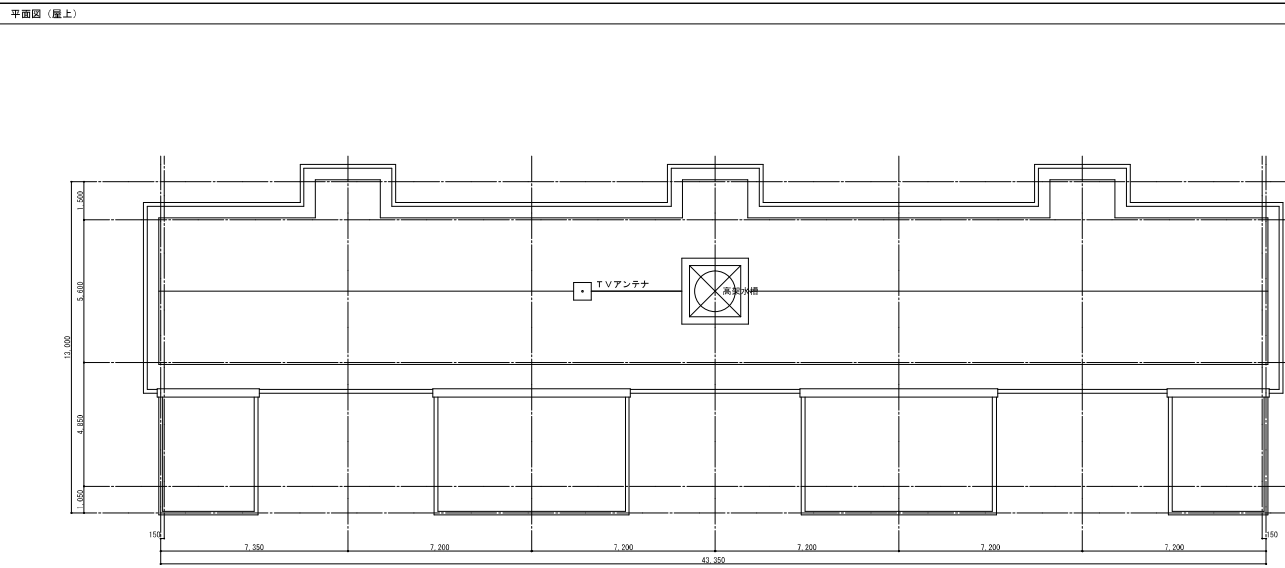
内部位上表

台所	床	フローリング
	壁	石膏ボード下地塗装
天井	RCの上り鉄筋付け	
	床	畳敷き
居室1~2	壁	石膏ボード下地クロス張り
	天井	RCの上りクロス張り
	床	フローリング
居室3	壁	石膏ボード下地クロス張り
	天井	RCの上りクロス張り
	床	合板(内装パネル)
出入 格入	壁	合板
	天井	RC
	床	防水モルタル塗
浴室	壁	石膏ボード下地塗装
	天井	RCの上り鉄筋付け
	床	防水モルタル塗
浴室	壁	RCの上塗り
	天井	RCの上塗り



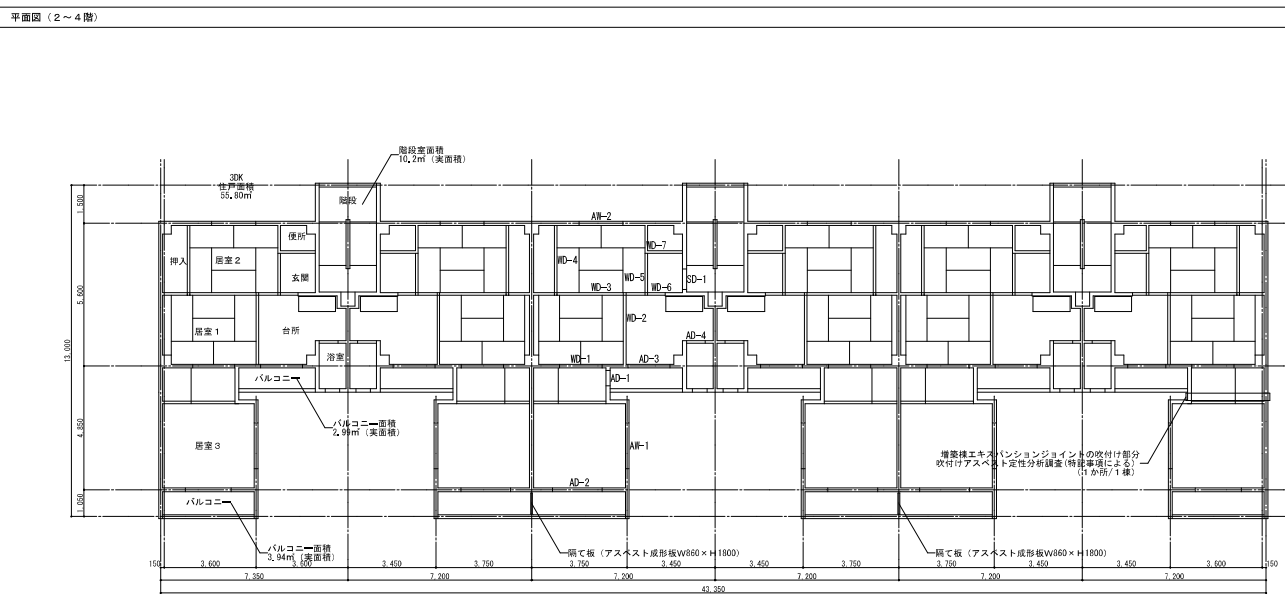
注記
 ※ 既存杭(コンクリート杭、φ350 L23,000)は残置とする。
 ※ 重機の移動、コンクリートガラ等の積込み・搬出時には、乗動等が発生させない様、十分注意すること。

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事(第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し建物図 [0-3棟]	基礎図、平面図(1階)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 12	愛知県建設部建築局公営住宅課			
設計 平成29年3月				



外部仕上表

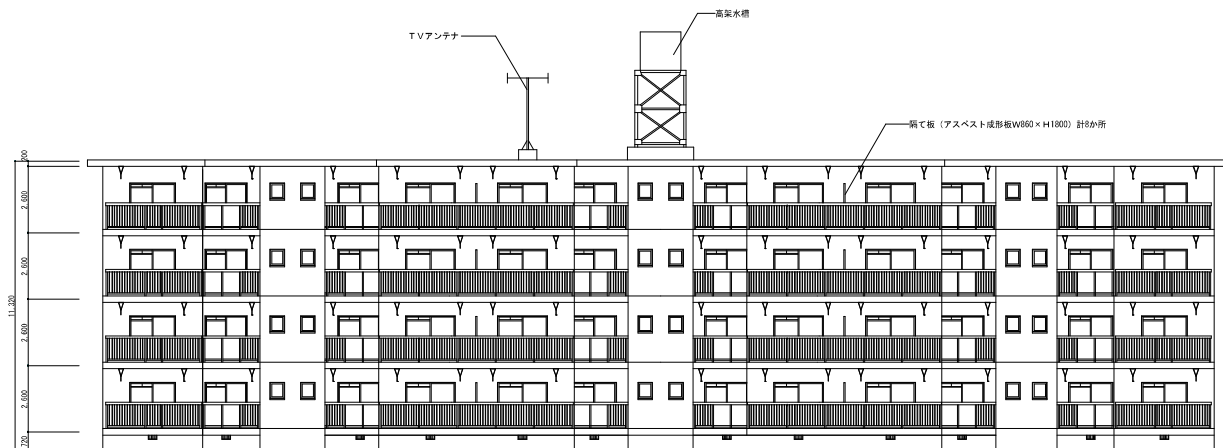
屋根	アスファルトシート防水
外壁	RC・FDCの上リシン散付付
作木	コンクリート打設し



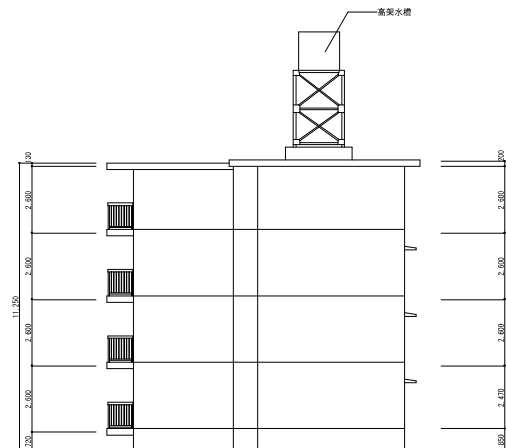
1/100	1/100	1/100	1/100
数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 上掛、逆鉋掛子、下掛、アルミ・パネル 形状・形式 AD-1 アルミ製内開き戸	数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 上掛、逆鉋掛子、下掛、逆鉋掛子 形状・形式 AD-2 アルミ製引違い戸	数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 上掛、逆鉋掛子、下掛、逆鉋掛子 形状・形式 AD-3 アルミ製引違い戸	
数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 アクリルパネル 形状・形式 AD-4 樹脂内開き戸	数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 逆鉋掛子 形状・形式 AD-5 アルミ製引違い戸	数量・規格 1 仕上 アルミアルマイト 金物 樹脂塗物一式、隠付クレセント 構造 逆鉋掛子 形状・形式 AD-6 アルミ製引違い戸	
数量・規格 1 仕上 樹脂のつなぎ板、引付金 金物 樹脂塗物一式 構造 引掛 形状・形式 AD-7 樹脂内開き戸	数量・規格 1 仕上 樹脂系物 金物 引掛 構造 樹脂 形状・形式 AD-8 樹脂引違い戸	数量・規格 1 仕上 樹脂系物 金物 引掛 構造 樹脂 形状・形式 AD-9 樹脂引違い戸	
数量・規格 1 仕上 樹脂系物 金物 引掛 構造 樹脂 形状・形式 AD-10 樹脂内開き戸	数量・規格 1 仕上 樹脂系物 金物 引掛 構造 樹脂 形状・形式 AD-11 樹脂引違い戸		

注記
※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 善洋彦	取壊し建物図 [9-3 棟]	平面図 (2~4階) / 平面図 (屋上)	縮尺 A1:1/100, 1/50 A2:1/200, 1/100
No. 13	設計 平尾 29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		



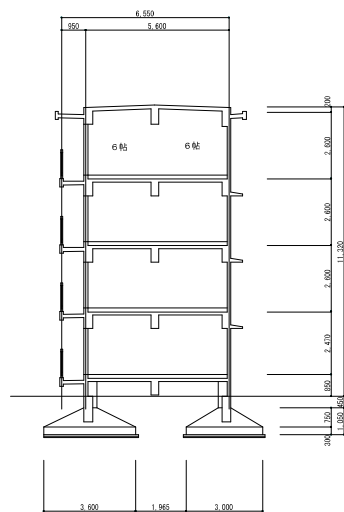
南面立面図



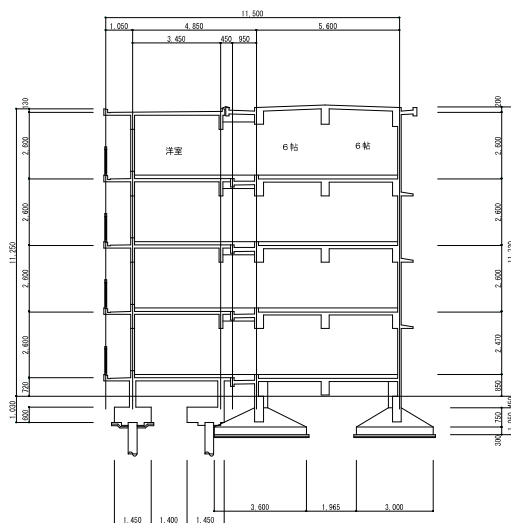
東面立面図

外部仕上表

屋根	アスファルトシート防水
外壁	R.C・P.Cめしリンシヤ密付付
巾木	コンクリート打敷し



A-A断面図



B-B断面図

[9 - 3 棟]

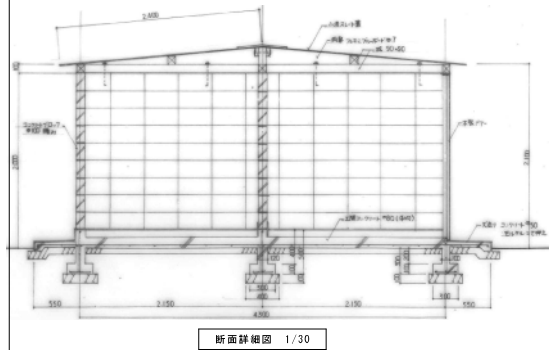
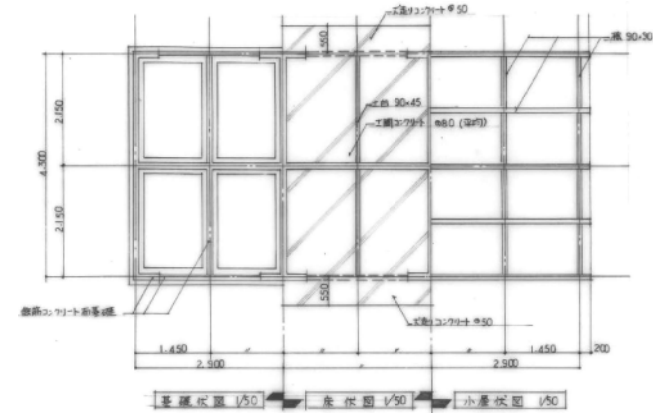
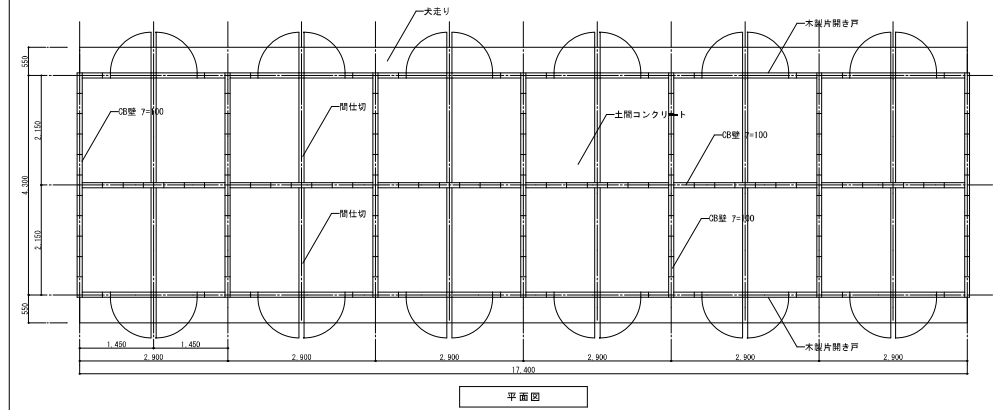
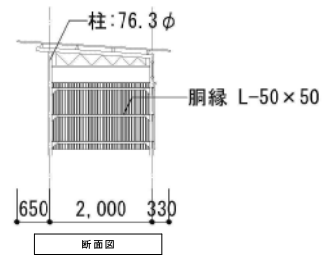
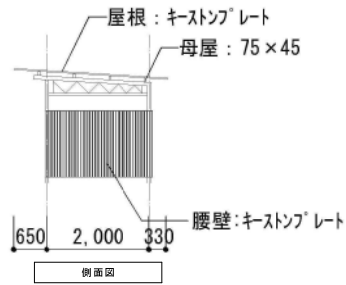
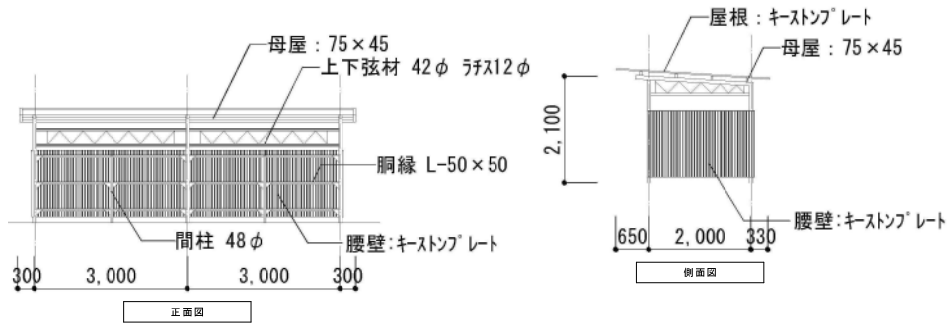
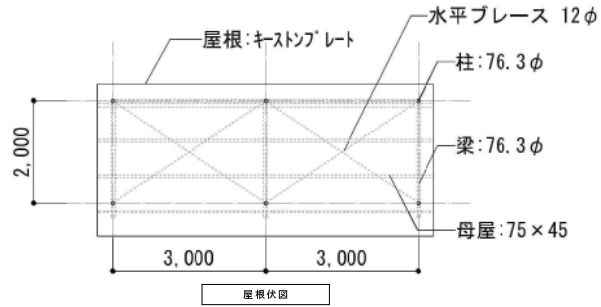
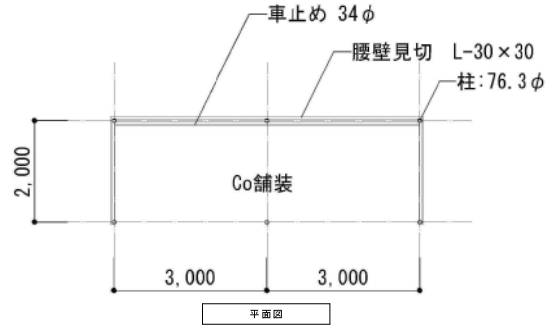
401	402	403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

住戸内に残置物有り

倉庫内に残置物有り

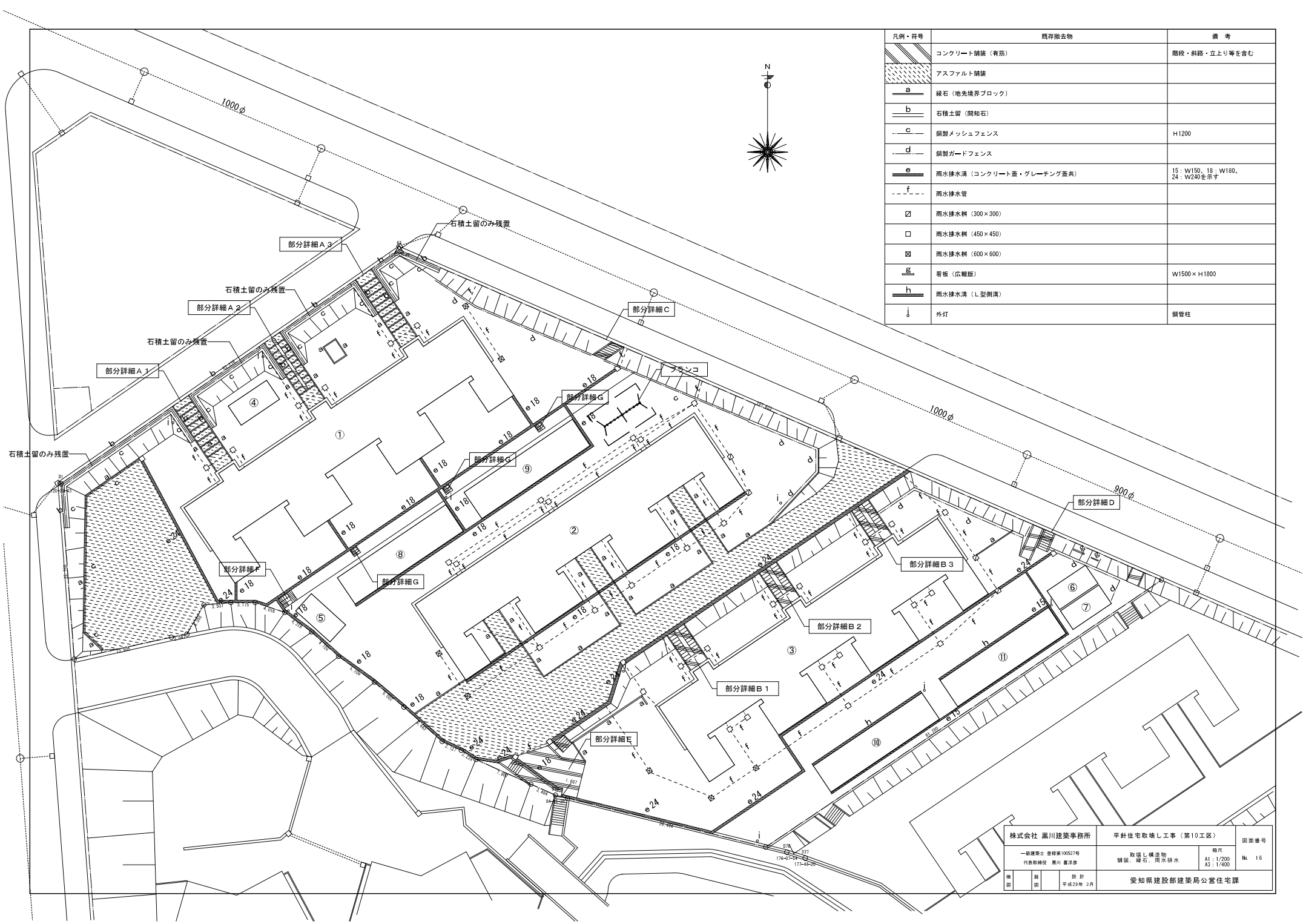
※ 9-4 棟倉庫は内部に残置物有り

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図番番号
一般建築士 登録第 00527号	代表取締役 黒川 喜洋彦	取壊し建物図 [9 - 3 棟]	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	№. 14
図	製	設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



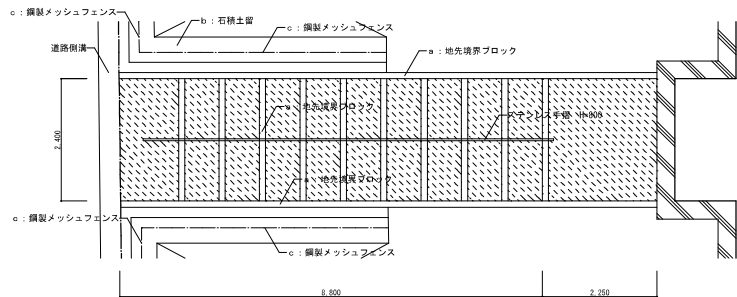
建物概要	
基礎	鉄筋コンクリート布基礎
構造	コンクリート造 (CB100) 平屋建
屋根	小波スレート葺 (アスベスト含有成形板)
外壁	コンクリートブロック T=100
建具	木製片開き戸
土間	コンクリート土間 T=80
犬走り	コンクリート土間 T=50 モルタル撥水
間仕切	合板張 T=8 (間面) . 網縁 45×45 8450. 土台 CB100
床面積	
24戸分	17.4m×4.3m 74.82㎡

株式会社 黒川建築事務所	平針住宅取壊し工事 (第10工区)	図面番号
一般建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し建物図 自転車置場、倉庫	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100
概算 設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	№. 15

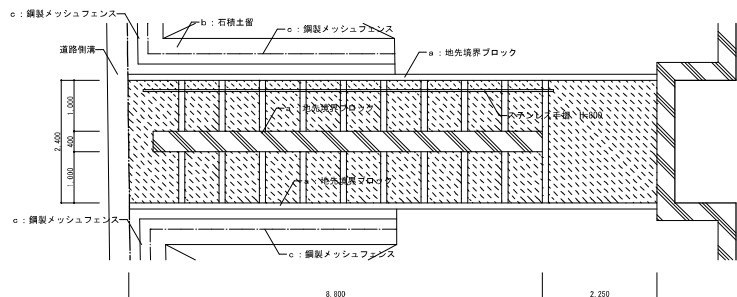


凡例・符号	既存撤去物	備考
	コンクリート舗装 (有筋)	階段・斜路・立上り等を含む
	アスファルト舗装	
	緑石 (地先境界ブロック)	
	石積土留 (間知石)	
	鋼製メッシュフェンス	H1200
	鋼製ガードフェンス	
	雨水排水溝 (コンクリート蓋・グレーチング蓋共)	15: W150、18: W180、24: W240を示す
	雨水排水管	
	雨水排水樹 (300×300)	
	雨水排水樹 (450×450)	
	雨水排水樹 (600×600)	
	看板 (広報紙)	W1500×H1800
	雨水排水溝 (L型側溝)	
	外灯	鋼管柱

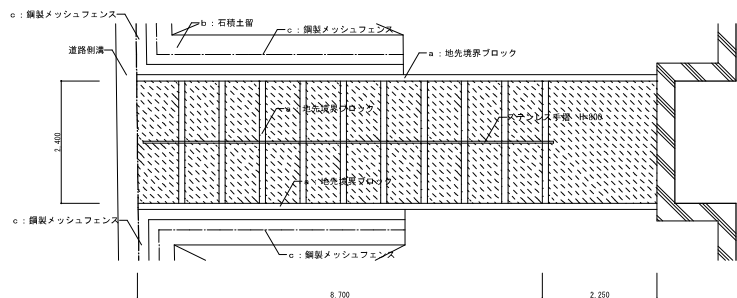
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し構造物	舗装、緑石、雨水排水	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400
No. 16	愛知県建設部建築局公営住宅課			
設計 平成29年 3月				



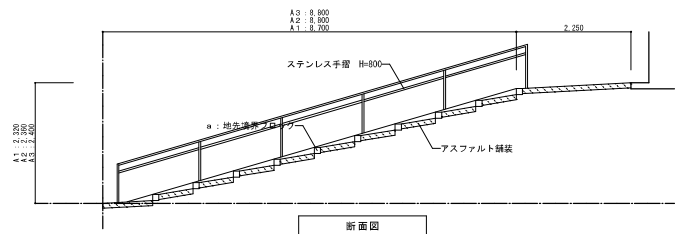
A3 平面図



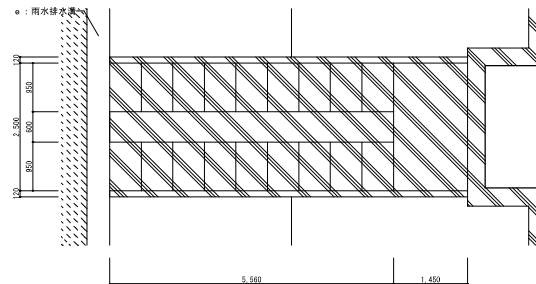
A2 平面図



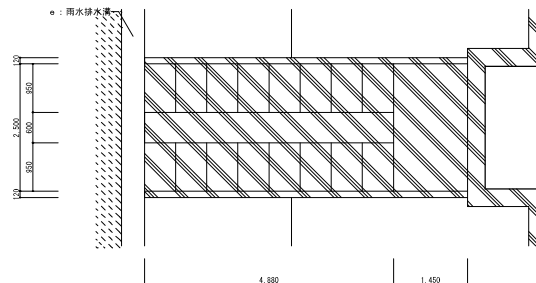
A1 平面図



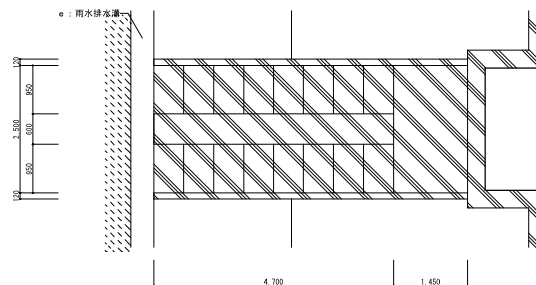
断面図



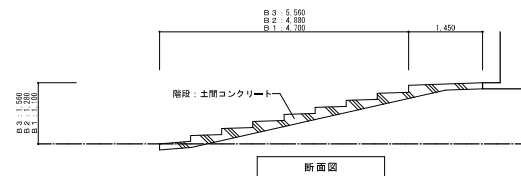
B3 平面図



B2 平面図

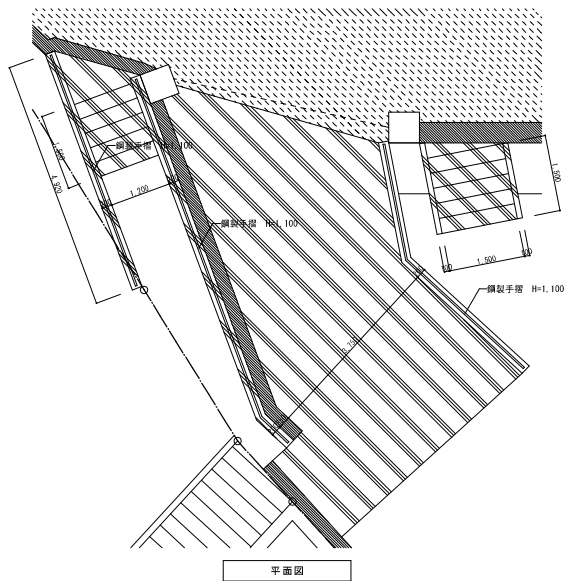
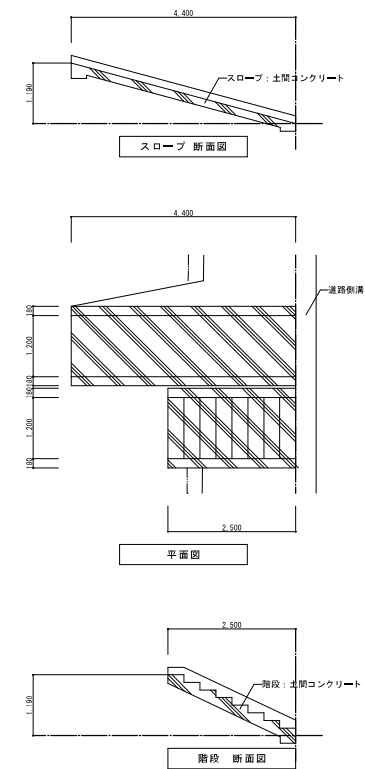
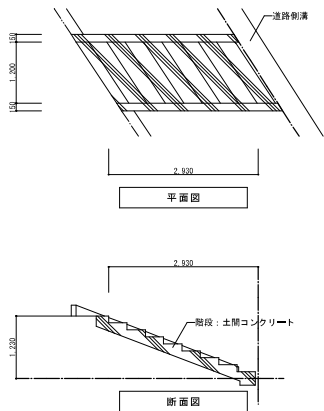


B1 平面図



断面図

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し構造物 各部詳細図 T	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	№. 17
概 算	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課		
	平成29年 3月			



平面図

1,670

階段 A 断面図

3,320 3,210

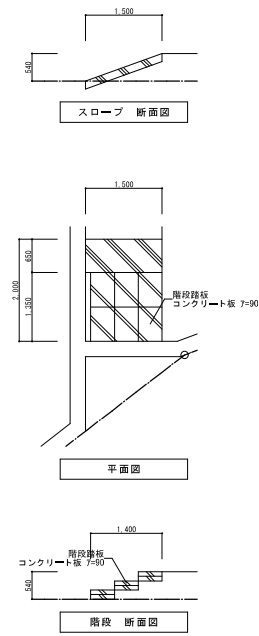
鋼製手摺 H=1,100

スロープ 断面図

2,380

鋼製手摺 H=1,100

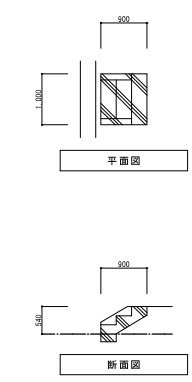
階段 B 断面図



スロープ 断面図

平面図

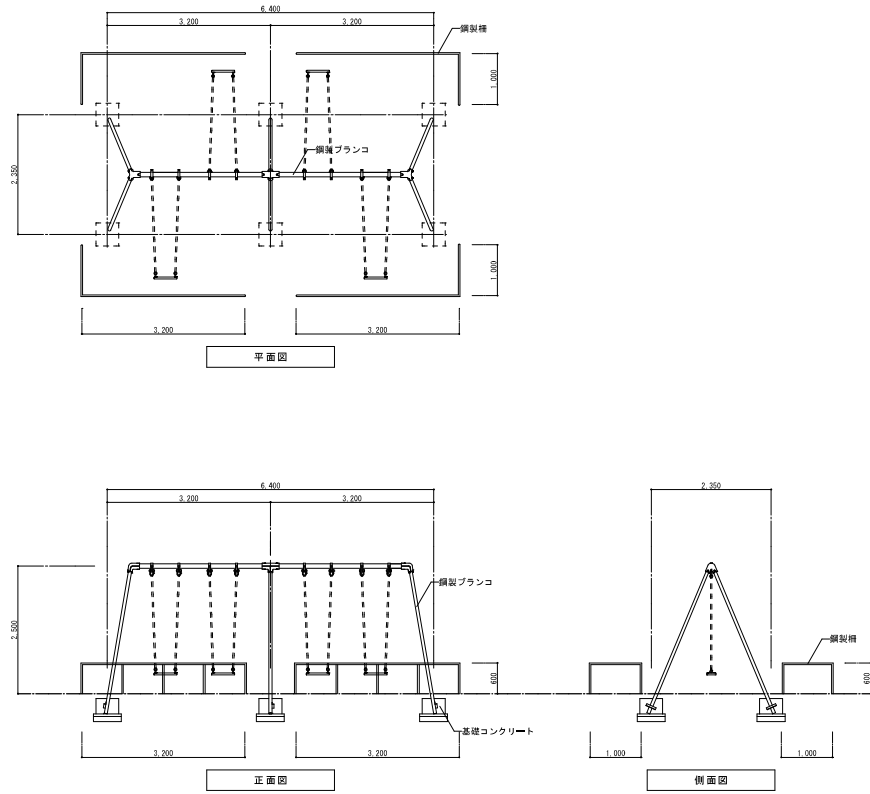
階段 断面図



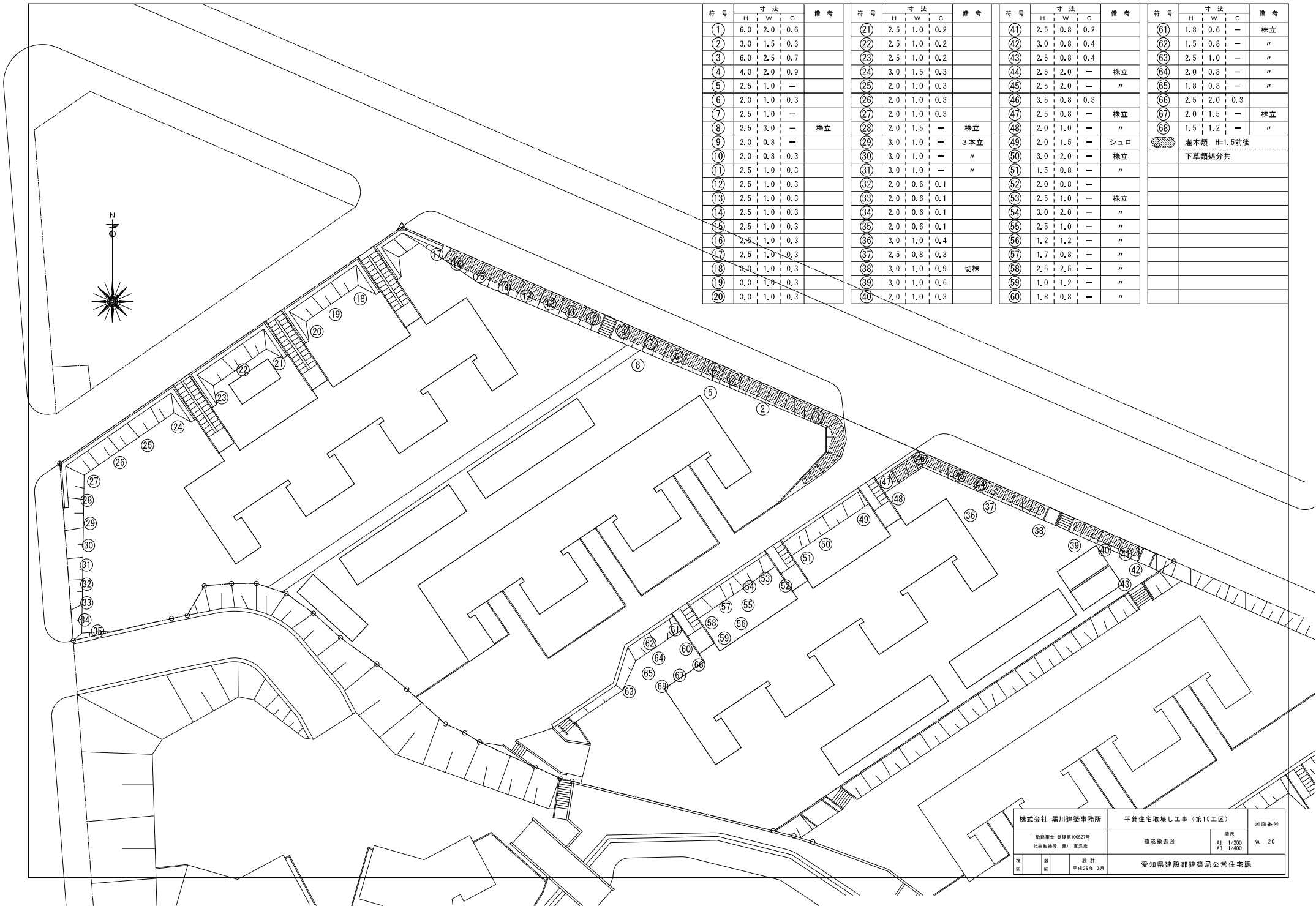
平面図

断面図

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し構造物 各部詳細図 2	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	№. 18
種類	図面	設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	取壊し構造物 各部詳細図 3	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	№. 19
種別	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課		
	平成29年 3月			



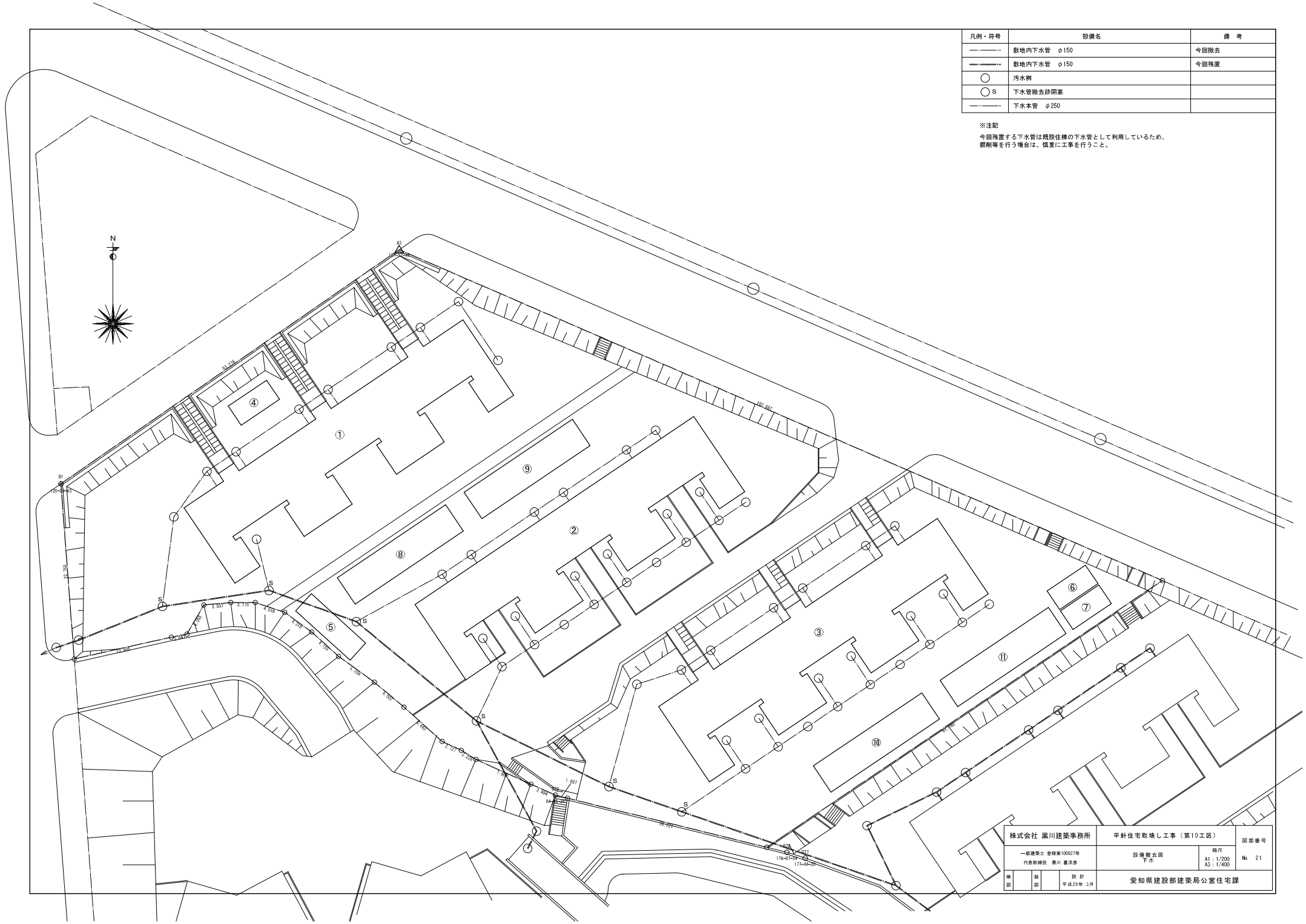
符号	寸法			備考	符号	寸法			備考	符号	寸法			備考	符号	寸法			備考
	H	W	C			H	W	C			H	W	C			H	W	C	
①	6.0	2.0	0.6		②①	2.5	1.0	0.2		④①	2.5	0.8	0.2		⑥①	1.8	0.6	—	株立
②	3.0	1.5	0.3		②②	2.5	1.0	0.2		④②	3.0	0.8	0.4		⑥②	1.5	0.8	—	〃
③	6.0	2.5	0.7		②③	2.5	1.0	0.2		④③	2.5	0.8	0.4		⑥③	2.5	1.0	—	〃
④	4.0	2.0	0.9		②④	3.0	1.5	0.3		④④	2.5	2.0	—	株立	⑥④	2.0	0.8	—	〃
⑤	2.5	1.0	—		②⑤	2.0	1.0	0.3		④⑤	2.5	2.0	—	〃	⑥⑤	1.8	0.8	—	〃
⑥	2.0	1.0	0.3		②⑥	2.0	1.0	0.3		④⑥	3.5	0.8	0.3		⑥⑥	2.5	2.0	0.3	
⑦	2.5	1.0	—		②⑦	2.0	1.0	0.3		④⑦	2.5	0.8	—	株立	⑥⑦	2.0	1.5	—	株立
⑧	2.5	3.0	—	株立	②⑧	2.0	1.5	—	株立	④⑧	2.0	1.0	—	〃	⑥⑧	1.5	1.2	—	〃
⑨	2.0	0.8	—		②⑨	3.0	1.0	—	3本立	④⑨	2.0	1.5	—	シュロ					灌木類 H=1.5前後
⑩	2.0	0.8	0.3		③⑩	3.0	1.0	—	〃	⑤⑩	3.0	2.0	—	株立					下草類処共
⑪	2.5	1.0	0.3		③⑪	3.0	1.0	—	〃	⑤⑪	1.5	0.8	—	〃					
⑫	2.5	1.0	0.3		③⑫	2.0	0.6	0.1		⑤⑫	2.0	0.8	—	〃					
⑬	2.5	1.0	0.3		③⑬	2.0	0.6	0.1		⑤⑬	2.5	1.0	—	株立					
⑭	2.5	1.0	0.3		③⑭	2.0	0.6	0.1		⑤⑭	3.0	2.0	—	〃					
⑮	2.5	1.0	0.3		③⑮	2.0	0.6	0.1		⑤⑮	2.5	1.0	—	〃					
⑯	2.5	1.0	0.3		③⑯	3.0	1.0	0.4		⑤⑯	1.2	1.2	—	〃					
⑰	2.5	1.0	0.3		③⑰	2.5	0.8	0.3		⑤⑰	1.7	0.8	—	〃					
⑱	3.0	1.0	0.3		③⑱	3.0	1.0	0.9	切株	⑤⑱	2.5	2.5	—	〃					
⑲	3.0	1.0	0.3		④⑰	3.0	1.0	0.6		⑤⑲	1.0	1.2	—	〃					
⑳	3.0	1.0	0.3		④⑱	2.0	1.0	0.3		⑤㉑	1.8	0.8	—	〃					

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一般建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 嘉洋彦	植栽除去図	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	№. 20
期	日	設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

凡例・符号	設備名	備考
-----	敷地内下水管 φ150	今回撤去
-----	敷地内下水管 φ150	今回残置
○	汚水樹	
○S	下水管撤去跡閉塞	
-----	下水本管 φ250	

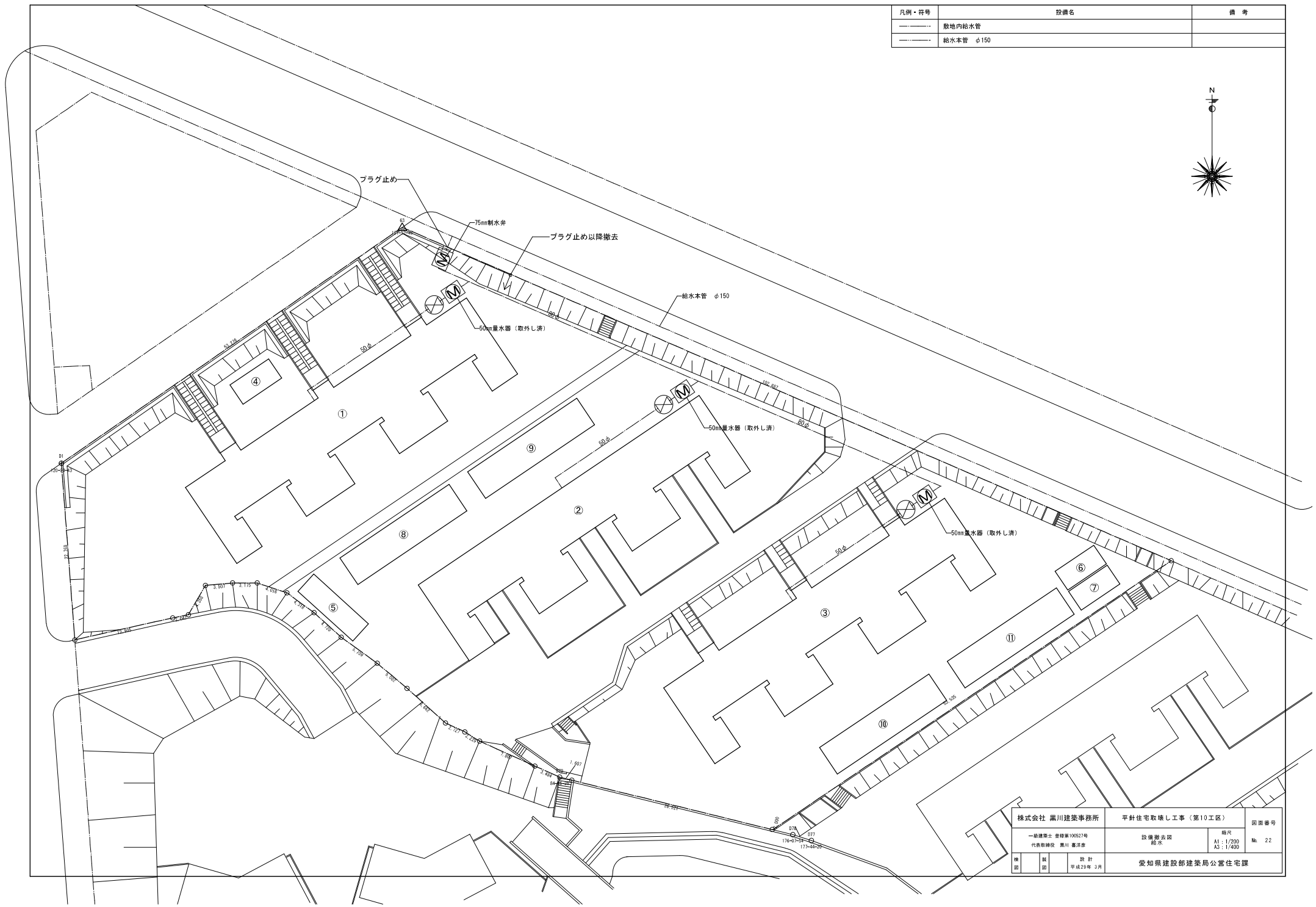
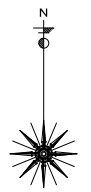
※注記

今回残置する下水管は既設住棟の下水管として利用しているため、
掘削等を行う場合は、慎重に工事を行うこと。



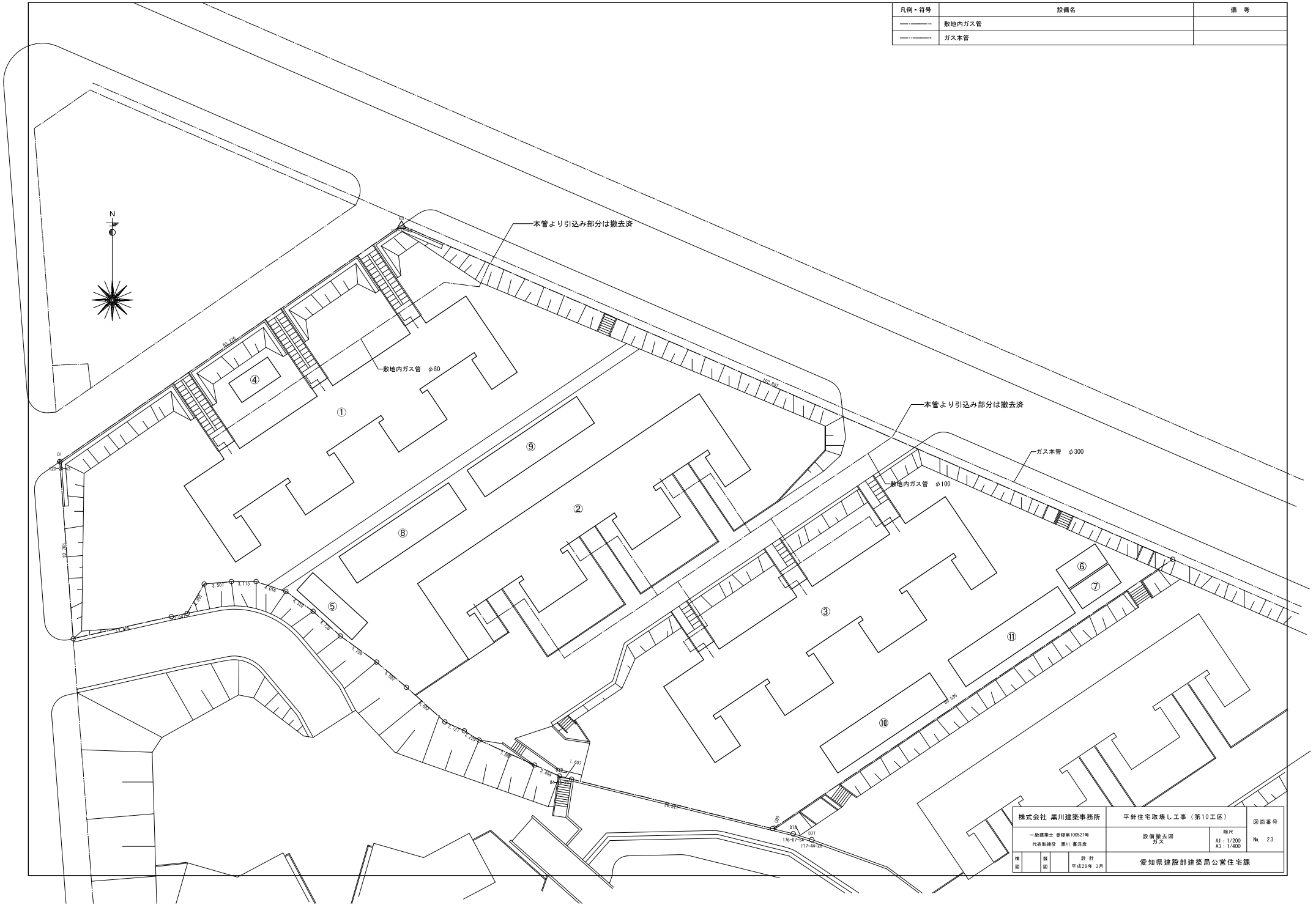
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一般建築士 登録第100527号		設備撤去区 下水		縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400
代表取締役 黒川 嘉洋彦		設計 平成29年 3月		№. 21
		愛知県建設部建築局公営住宅課		

凡例・符号	設備名	備考
	敷地内給水管	
	給水本管 φ150	



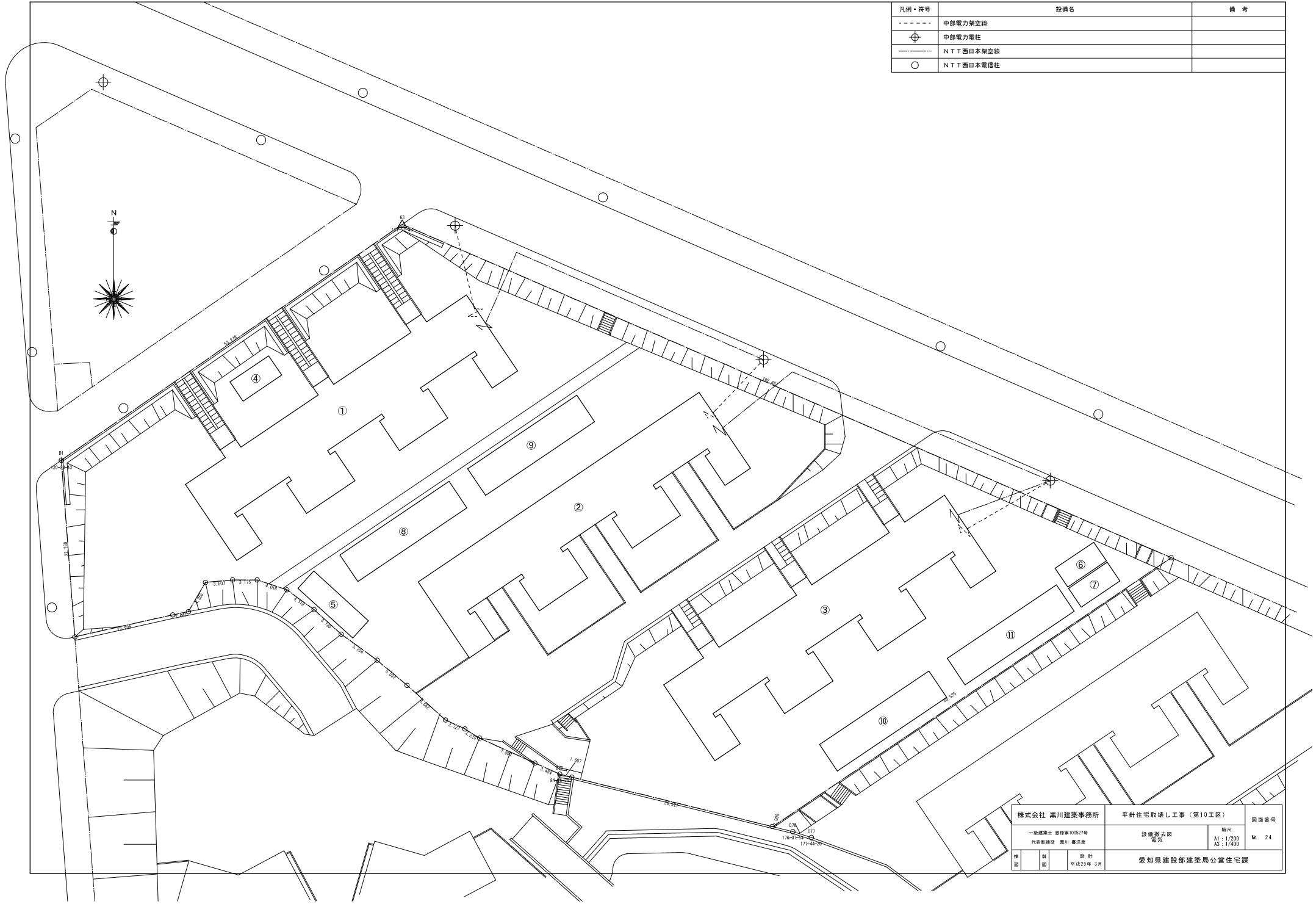
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事 (第10工区)		図面番号
一般建築士 登録第100527号		設備撤去図		縮尺
代表取締役 黒川 嘉洋彦		給水		A1: 1/200 A3: 1/400
概算	数量	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年 3月		

凡例・符号	設備名	備考
-----	敷地内ガス管	
-----	ガス本管	



株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一般建築士 登録第100527号		設備撤去図		縮尺
代表取締役 黒川 嘉洋彦		ガス		A1: 1/200 A3: 1/400
概 算	設 計	平成29年 3月		№. 23
愛知県建設部建築局公営住宅課				

凡例・符号	設備名	備考
----	中部電力架空線	
⊕	中部電力電柱	
---	NTT西日本架空線	
○	NTT西日本電柱	



株式会社 黒川建築事務所		平針住宅取壊し工事（第10工区）		図面番号
一般建築士 登録第100527号		設備除去区		縮尺
代表取締役 黒川 嘉洋彦		電気		A1: 1/200
				A3: 1/400
概	算	設	計	
期	日	年	月	
		平成29年 3月		
愛知県建設部建築局公営住宅課				